

一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出

安達 宏 昭

はじめに

日本は、一九三〇年代にはいると、東南アジアからの鉄鉱石輸入を急増させた。ことにフィリピンからの輸入は、一九三四年に始まり三九年には一〇〇万トンをこえ、鉄鉱石輸入の四分の一を占めた。本稿は、フィリピンからの鉄鉱石確保の過程を具体的に明らかにすることによって、日本帝国主義の東南アジア進出における特質の一端を析出することを目的としている。

戦前期の日本・東南アジア関係について、従来の研究では戦間期は主に移民など人的交流史の分野、そして貿易摩擦について分析が進められてきた。^①また戦時期は日本の資源獲得と現地社会へのインパクトについての研究が蓄積されている。^②このような研究状況は、戦間期における資源確

保のための進出については研究上の関心が低かったことを示している。^③しかし、第一次世界大戦以後、日本は輸出市場だけでなく原料資源の供給地として、東南アジア地域への経済的関与を深めていた。くわえて一九三〇年代において日本は、総力戦体制構築を目指し経済ブロック化を進めたので、戦略物資の獲得が重要な課題となっていた。したがって日本が、原料供給地として東南アジアに進出していったことについての分析も、戦間期の対外進出の特質を捉える上で重要な課題のひとつと考える。^④

このような問題関心から、本稿では次の点に注目してきた。まず第一は、現地での日本企業の利権獲得活動である。現実に資源を確保・輸入していたのは日本企業であったからである。また、日本企業を取り巻く環境や進出形態についても注意を払いたい。フィリピンにおいてどのよう

な制度的制約が存在したかは、日本企業が進出していくに当たって重要な条件であった。そして、その一方で進出が実現した背景には、いかなる環境の変化があったのかを併せて検討していく必要がある。

第二に現地日本総領事館の果たした役割に注目したい。総領事館が、政府の出先として日本側の貿易関係や農業権益の確保に重要な役割を果たしてきたことは、すでに明らかにされてきている。外務省の対フィリピン認識や政策を視野に入れつつ、日本企業の進出に対する総領事館の対応を明らかにすることで、重化学工業化に伴う原料面での進出に、政府がどのようなスタンスをとっていたか考察することができよう。日本の場合、対外進出に政府が果たした役割は大きく、政府の役割を分析することは、進出の特質を捉える上で欠かせないことだからである。

註

(1) 移民や人的交流については以下の論文や著作がある。清水元編特集『戦間期邦人の東南アジア進出』（『アジア経済』第二六卷三号、一九八五年三月）、早瀬晋三『ベンゲット移民の「虚像」と「実像」』同文館、一九八九年。原不二夫『英領マラヤの日本人』アジア経済出版会、一九八六年。後藤乾一『火の海の墓標』時事通信社、一九七七年。同『昭和期日本とインドネシア』勁草書房、一九八六年。また貿易摩擦を

取り上げたものは、以下のものがある。清水元編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』アジア経済出版会、一九八六年。杉山伸也、イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦』同文館、一九九〇年。

なおフィリピンについては、橋谷弘「一九三〇年代前半期フィリピンに対する日本の経済的進出」（前掲、清水元編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』）があつて、ダバオ土地問題・輸入制限問題・漁業摩擦について取り上げている。

(2) 一九三九年以降の日本政府の対「南方」経済政策については、拙稿「対蘭印交渉政策の形成」（『歴史学研究』六四三頁、一九九三年三月）、同「日蘭会商再考」（『日本史研究』三七二号、一九九三年八月）、同「開戦前の経済交渉」（疋田康行編『南方共栄圏』多賀出版、一九九五年）。戦時期の日本の経済支配や現地の抵抗については、代表的なものに岩武照彦『南方軍政下の経済施策』（上、下）汲古書院、一九八〇年。同『南方軍政論集』敵南堂書店、一九八九年。後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』龍溪書舎、一九八九年。倉沢愛子『日本占領下ジャワ農村の変容』草思社、一九九二年。前掲、疋田康行編『南方共栄圏』などがある。なおフィリピンについては最近、池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』岩波書店、一九九六年、が出版された。これには資源獲得問題について、池端雪浦「鉱山開発と現地社会の抵抗」、永野善子「綿花増産計画の挫折と帰結」が所収されている。

(3) ただしフランス領インドシナについては、疋田康行『戦前・戦時期日本の対インドシナ経済侵略について』（『戦時日本の対東南アジア経済支配の総合的研究』一九九一年度科学研究

一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出（安達）

費補助金（総合A）研究成果報告書）がある。また、英領マレーの鉄鉱石については、現地側の視点から、袁彩菱「マラヤにおける日本のゴム・鉄鉱投資」（前掲、杉山伸也、イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦』所収）がある。なお、前掲、疋田康行編『南方共栄圏』は、戦時期の企業進出を主眼としているが、各章においては戦前期の問題を扱っているものもある。

(4) 清水元「日本資本主義と南洋」（矢野暢編『講座東南アジア学、第一〇巻 東南アジアと日本』弘文堂、一九九一年）。

(5) この点についての研究としては、奈倉文二「日本鉄鋼業史の研究」近藤出版社、一九八四年。が石原産業による英領マレーの鉄鉱石開発について、国家財政的な視点と経営史的な分析から、日本の原料確保がマレー鉱石に依存していったことを明らかにしている。しかし対象は主に一九二〇年代に限定され、現地との具体的な関係まで分析してはいない。本稿では総力戦化が進んだ三〇年代を中心に、これまで進出していなかった新しい地域への進出に着目することによって、特質にせまりたい。また本稿では、何よりもまず日本側の動向を分析することを目的としたので、日本側史料の発掘、整理が主眼となり、現地史料を含めた分析は、別の機会としたい。

(6) 吉川洋子「戦前フィリピンにおける邦人の『官民接近』の構造」（前掲、矢野暢編『講座東南アジア学 第一〇巻 東南アジアと日本』所収）。中村宗悦「戦間期東南アジア市場における在外公館とその機能」（松本貴典編『戦前期日本の貿易と組織関係』新評論、一九九六年）。

一、フィリピン鉱石への着目

一九三四年から始まったフィリピンからの鉄鉱石輸入は、表一のようにその量は年々増加し、三九年には輸移入鉱石の二六・八パーセントを占めるに至った。この輸入に先鞭をつけたのが岩井商店である。岩井商店は、明治期よりフィリピンとの取り引き関係を持っていたが、一九二〇年代後半に入ってから事業経営に進出し、三四年にはミンダナオ島のスマギ木材会社と関係を持ち、木材の日本向け輸出を開始していた。その一方で、北カマリネス州のカランバンガン鉄鉱山の開発に着手していたフィリピン・アイアン・マインと交渉を進め、鉱石の購入契約を結んだのである。社長の岩井勝次郎は、その契約にあたって「フィリピン通として知られていた山元代理人今村栄吉や汽船会社などと直接に懇談し、山の模様、木材の供給状態、船腹、運賃、原価計算、販売先、販売価格にいたるまで協議に協議をかさね、その上で先方と交渉を進め^①ていた。カランバンガン鉄鉱は一九一八年から二年間で久原鉱業が約二万トン輸入したが、その後中断していた。それをアメリカの石油会社であるアトランテック・ガルフ・アンド・パシフィック会社が、三一年に調査を行って、含鉄量六二%の赤鉄鉱で有望であることがわかったため、フィリピン・ア

イアン・マイン（資本金二四〇万ペソ）を設立して三四年に採掘に着手した^③。岩井商店は、産出鉱石のほとんどを購入して日本に積み出した。そして翌年から三〇万トンという本格的な輸入を始めた。では、なぜこの時期にフィリピン鉱石が着目されたのであろうか。そこで本節では、フィリピン鉱石が輸入され、急増していった国内および国際的背景について見ていきたい。

まず国内の原料問題の状況を見ていこう。この時期、日本

史苑（第五七卷二号）

表1 フィリピン鉄鉱石の輸入高 (単位：t)

	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年
フィリピンからの輸入(A)	7,000	291,000	570,000	321,000	562,000	1,328,000	1,209,000	910,000
東南アジアからの輸入(B)	887,000	1,777,000	2,287,000	1,961,000	2,294,000	3,616,000	3,271,000	2,105,000
全国の輸移入(C)	2,312,000	3,646,000	4,023,000	3,313,000	3,212,000	4,949,000	5,129,000	5,676,000
対東南アジア比 A/B	0.8%	16.4%	24.9%	16.4%	24.5%	36.7%	37.0%	43.2%
対全国比 A/C	0.3%	8.0%	14.1%	9.7%	17.5%	26.8%	23.6%	16.0%

(備考) 1. 日本製鐵株式会社史編集委員会『日本製鐵株式会社史』1959年、334頁。より作成。

2. 比率の単位は%で、小数点第2位以下を四捨五入した。

3. 東南アジアにはインドからの輸入量も含まれる。

における鉄鉱石の需要は大きくなっていった。一九三三年三月に日本製鐵株式会社法案が可決され、翌三四年一月に官民の製鐵会社が合同して日本製鐵が誕生した。日鉄設立のねらいの一つに、「軍事的製鐵自給」があった^④。日本製鐵業は昭和期に入って、製鋼部門を発達させたが、輸入鉄鋼や輸入屑鉄に大きく依存したものであった。しかし満州事変以後、経済ブロック化とアウタルキー化のもと、こうした海外への依存が問題となり、鉄鉄の自給とその原料の確保が求められるようになっていたのである。

成立した日鉄法では政府は、日本製鐵に対して製鐵原料の保持を命令することができ、その結果会社に損失が生じる場合は、その損失を政府所有の株式に対する配当金から控除できる、と規定されていた。すなわち、政府は日本製鐵に義務貯鉄を命令でき、一方日本製鐵には一定の損失補償措置が講じられたのである。政府はこのような法制のもと、一九三四年に日鉄八幡製鐵所に対して、三七年一二月までに輸入鉄三〇〇万トンの貯鉄を命じた^⑤。さらに三六年七月には第二回の義務貯鉄命令を出し、翌年九月末日までに輸入鉄石一〇〇万トンの積増を命じた。日本製鐵は、これを受けて三四年から鉄鉱石の購入を増加させ、八幡では岩井商店のフィリピン鉄鉱石を入荷し始めたのである^⑥。この政府の貯鉄命令は、『第二次総動員期間計画』に基づいて

発せられ」たもので、「戦争が勃発した際の戦時需要を想定した国内総動員体制の一環を担うもの」であった。したがって、フィリピン鉱石の輸入の開始とその本格化には、総動員体制の構築を目指し動きだした政府の命令が、間接的に影響していたといえよう。

また政府は、一九三七年に製鉄事業法を成立させ、銑鋼一貫生産を奨励して銑鉄自給のための生産力拡充を図るなかで、東南アジアにおける鉄鉱資源開発獲得を指摘していた。^⑧日本製鉄も、設立直後から長期拡充計画を実行に移し、銑鉄の増産を図っていた。^⑨こうした大幅な増産計画の実施にともなう所要鉄鉱石は、東南アジアの鉱石を積極的に利用することが考えられた。なかでも三六年四月にたてられた「事業拡張更新計画書」は、「従来ほとんど、あるいはまったく実績のない所から鉄鉱石を補給しなければ成立しない」という極めて不安定な原料供給計画から出発している^⑩。たし、三七年一〇月策定の「改訂計画」は、カランバヤンガン鉄鉱山から六〇万トン、それ以外にフィリピンから約一三〇万トンのあわせて一九〇万トンの鉄鉱石を補給する計画をたてていた。こうした計画を実現するため日本製鉄は、「海外諸鉱山の調査開発への努力を、国内諸鉱山の開発とともに重ね」た。製鉄自給をめざす政府および日本製鉄の銑鉄の増産計画は、三〇年代後半のフィリピンに

おける新たな鉄鉱山の開発と、輸入量の増加を促していったのである。

さて、次にフィリピン側の状況を見て行こう。アメリカ合衆国の植民地であったフィリピンは、一九三四年三月にタイティングス・マクダフィー法が米議会で可決され、一〇年後の四六年に独立することとなった。これに伴い、三五年五月にはフィリピン憲法が制定され、独立までのコモンスウェルス政府が発足し、その大統領にはマヌエル・ケソソニ院議長が選ばれた。フィリピンでは、独立にむかって、フィリピン人による自治が進められていたのである。

外務省は、このフィリピンの独立への移行を、日比の経済提携を強化する機会として捉えていた。^⑪すなわち、フィリピン政府は将来の経済的發展を確保するため「比島憲法ニヨリテ其大綱ヲ示シ原則トシテ比島人ニヨル比島天然資源ノ開発ヲ強調シ各方面ニ於テ『比島人ノ比島化』ヲ目標トシテ邁進セム」としているが、「実際問題トシテ比島ノ経済政策ヲ遂行スルタメニハ一部小規模ノ事業ヲ除キ比島人資本ノミヲ以テ実現セシムルコトノ殆ント不可能ナルコトヲ知悉シ比島産業ノ支配権ヲ失フコトナクシテ外貨ノ投下ヲ仰クヘキナリトスル意見相当強化シ居ル様見受ケラル」と分析し、このため日本は「此際多少ノ危険ヲ冒シテモ他國ニ先ンシテ比島ノ経済的發展ヲ助長シ彼我兩國ノ福祉ヲ

増進スルタメ我カ資本ト技術ヲ輸出シ比島ニ於ケル経済的勢力ノ強化ヲ計ルコト最大急務ナリ」と考えていた。フィリピンの自立に経済的に協力するという形で、日本側が進出する余地が広がった、と判断していたのである。

実際に自治化を機に民間では、フィリピンとの提携を推進していく動きが活発化した。一九三五年八月には、日比間の文化提携等によって両国間の親善関係を促進するため、東京に比律賓協会が設立された。また、翌年七月には、その姉妹団体としてマニラに日比協会が設立され、日比双方の政界および実業界の有力者が参加した。さらに三六年三月には、マニラ日本商工会議所の組織拡大強化がはかられた。そして、日本人事業者が、フィリピンに日比合弁で、繊維工業やゴム靴製造、缶詰製造など新規工業を起こすようになっていた。⁽⁵⁾

くわえて、フィリピンでは金山開発を起点に一九三〇年代半ばから空前のマイニング・ブームがおこっていた。三五年から三六年にかけて、鉄鉱だけでなく銅鉱、クローム鉱、マンガン鉱などで次々に鉱区設定がなされ、多くの鉱山会社が設立された。このため、日本の商社や鉱業会社が、その開発に注目し、提携を求めて動き出していたのである。⁽⁶⁾

以上見てきたように、日本における鉄鉱石需要の拡大と、フィリピンにおける経済的進出余地の拡大や鉱山開発の本

格化という事態が重なり、フィリピン鉄鉱石の輸入開始と、その拡大につながっていったのである。

註

- (1) 外務省通商局第五課『比島ノ鉄鉱資源』一九四一年一〇月作成調書(外務省外交史料館所蔵)。岩井産業株式会社『岩井百年史』一九六四年。
- (2) 同前『比島ノ鉄鉱資源』
- (3) 前掲『岩井百年史』
- (4) 日本製鉄の性格や規定については、前掲、奈倉文二『日本鉄鋼業史の研究』のうち第四章第四節「官民製鉄合同」を参照。
- (5) 日本製鉄株式会社史編集委員会『日本製鉄株式会社史』一九五九年。三二六頁
- (6) 同前、三一八頁
- (7) 長島修『戦前日本鉄鋼業の構造分析』ミネルヴァ書房、一九八七年。四三二頁。
- (8) 一九三六年八月二五日閣議決定に基づいて作成された関係各官庁協議の具体案では、鉄鋼の自給自足を目指すとともに、「支那南洋方面ニ於ケル鉄鉱資源開発獲得」が指摘されている(長島修『日本戦時鉄鋼統制成立史』法律文化社、一九八六年。二六頁)。
- (9) 前掲『日本製鉄株式会社史』、六八〜七一頁。二二七〜二四一頁。
- (10) 前掲、長島修『日本戦時鉄鋼統制成立史』、二二三頁。
- (11) 前掲『日本製鉄株式会社史』、二四八頁。

一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出（安達）

(12) 同前、三三二頁

(13) 『外務省執務報告 亜米利加局 第一卷（昭和十一年度）』
クレス出版、一九九五年。二〇八～二二二頁。

(14) 大谷純一編『比律賓年鑑（昭和二十二年度版）』一九三六年。
三二二～三三二頁。三五〇～三五五頁。および前掲、中村宗
悦「戦間期東南アジア市場における在外公館とその機能」参
照。

(15) 柴田善雅・鈴木邦夫「開戦前の日本企業の南方進出」（前
掲、足田康行編『南方共栄圏』所収）。

(16) 在マニラ総領事内山清発佐藤尚武外務大臣宛電報第一二二三
号「一九三六年比島鉱業ニ関スル件」、一九三七年四月二四
日（外務省記録「外国鉱山及鉱業関係雑件、比島ノ部」E四
八〇X四一PH一所収）。以下、外務省記録はすべて外務省
外交史料館所蔵のものである。また、一九三六年に太平洋鉱業
を設立し、鉱石の輸入にあたった並河栄治郎の回顧録、並河
栄治郎「南方鉱山とともに五〇年」アグネ、一九七二年、を
参照。この回顧録は池端雪浦氏のご好意により、借覽させて
いただいた。ここに記して深く感謝したい。

二、買鉱契約の拡大

さて、次に日中戦争下に開発され、輸入が始まったサマー
ルとマリンドケの二つの鉄鉱山と、日本との関係について
見ていこう。

サマール鉄鉱山は、サマール島東南部のヘルナニで一九

三五年に発見された。この鉱山の開発と買鉱に深く関わっ
ていたのが、三井物産マニラ支店であった。三井の助言に
より、フィリピンの大財閥であるエルサルデ会社が開発に
着手し、三七年に日本製鉄の吉田技師らが現地調査を行い、
含鉄量六〇～六三%の赤鉄鉱が存在することを確認した。¹⁾
さらにエルサルデは、「三井側ノ斡旋ニ依リ日本製鉄株式

会社ノ買鉱保証ヲ得テ其ノ開発ヲ開始」し、エルサルデー
族のみの出資でサマール・アイアン・マイニング（資本金
一〇〇万ペソ）を設立、本格的な採掘にとりかかったのだ
である。推定埋蔵量は一五〇万トンで露天掘り、採掘場より
バンブアンスール港まで一二キロの間を鉄道でむすんでい
たが、その開発にあたっては「辺隔ノ地ニテ労働者ト食料
ノ不足、悪疫等ニ工事阻害セラレ一年有餘ヲ費シ」たとい
う。三井側は、サマール・アイアン・マイニングに対し融
資し鉱石の全てを買鉱、三八年三月から日本への輸出を開
始した。

マリンドケ鉄鉱山は、ルソン島の南の小島マリンドケ島
にあり、一九三八年から採掘が始められた。採掘はスペイ
ン系フィリピン人のホセ・カチョウが自己資本により経営
するゴールドスター・マイニング（資本金二〇〇万ペソ）
が行った。この開発と買鉱に深く関与していたのが、並河
栄治郎が設立した太平洋鉱業株式会社（のち太平洋鉱業と改

称)であった。並河は、三五年に渡比して精力的に銅鉱やクローム鉱、マンガン鉱、ラテライト鉄鉱の鉱山調査を行い、三六年一月に日本鉱業や安宅商會に出資してもらい、太平鉱業を設立した³⁾。その後も太平鉱業は、マンカヤン銅山を経営するニールソン商會とつながりを持つとともに、ラブラブ銅山をはじめとする銅山やマンガン、クロームなどの鉱山について、投資や技術協力することにより、多くの買鉱契約を結び対日輸出を行った⁵⁾。マリンドケ鉄鉱山もその一つで、並河は探鉱初期から関与して八幡製鉄所への納入を斡旋し、「一九三七年以来資金ならびに技術援助を与え、いわば一面共同経営の形式をとった」という。含鉄量六二%の磁鉄鉱で推定埋蔵量は一〇〇万トン、鉱区からパラナカン港まで約二〇キロをトラックで運搬して積み出され、産出全部が太平鉱業に売却されて八幡製鉄所に送られた⁷⁾。最大で四〇年に一萬トンを輸出した。

このようなフィリピンにおける資源開発への日本企業の進出について、外務省はどのように見ていたのである⁴⁾か。アメリカ局作成の執務報告では、「対比経済工作」の総説において、特に地下資源の開発についてふれて「本邦側ニ必要ナル原料ノ購買契約等ニヨル援助ハ容易ナルヘク又一応日比合弁会社ヲ組織シ之ニ対シ運転資金貸与ノ形式ヲ以テ其事業ヲ援助スルコトモ一法ナルヘシ」とし、対フィリ

史苑(第五七卷一号)

表2 フィリピン鉄鉱山出鉱高

(単位：t)

鉱山名	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	累計
カランバヤンガン	13,302	310,544	596,256	629,894	760,499	728,192	449,668	3,488,355
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.8%	63.1%	40.2%	73.9%
サマール	—	—	—	—	118,919	277,253	365,908	762,080
					13.3%	24.0%	32.7%	16.1%
マリンドケ	—	—	—	—	16,939	72,536	118,571	208,046
					1.9%	6.3%	10.6%	4.4%
バラカレ	—	—	—	—		76,737	185,394	262,131
						6.6%	16.6%	5.6%
合計	13,302	310,544	596,256	629,894	896,357	1,154,718	1,119,541	4,720,612

- (備考) 1. 海外鉱業協会『比律賓の鉱業』1941年、より作成。
 2. カランバヤンガン鉱山の出鉱量のうち、1937年の1,473t、1939年の20tは、アメリカ合衆国に輸出された。それ以外の出鉱は、すべて日本に輸出された。
 3. 前掲『日本製鐵株式会社史』の統計とは数値が異なる。なお、外務省通商局第五課『比島ノ鉄鉱資源』(1941年10月)に記るされた数値には近い。
 4. “—”は、出鉱なしを示す。
 5. %は、合計に対する割合。

ピン経済進出のなかでも天然資源の開発への参加を重視し始めていた。そして各論では一番先に鉱業に言及し、岩井商店の買鉱契約による鉄鉱石輸入にふれるとともに、「此ノ外三井物産及太平鉱業会社ニ於テ二、三交渉中ノモノアリ」と、日本企業の動きを知悉していた。その上で「資本以下ノ運用資金ノ融通ヲ計ルコトハ法律上何等ノ制限ナンヲ以テ或程度ノ危険ヲ冒シテ資金ヲ融通シ以テ其開発ヲ助ケ或ハ買鉱契約ヲ締結スルヲ得ヘク」と、速やかな買鉱契約の成立を希望していたのである。したがって三井や太平鉱業の進出は、外務省の期待に沿うものであったのである。

さて、外務省が合弁会社や運転資金の融資という方法を指摘し、現実にならざるような形で進出が行われたのは、フィリピンでは一九三五年の憲法で、採掘の租借権はフィリピン市民またはフィリピン資本が六〇％以上の会社に供与されることになったためであった。すなわち「鉱山関係事業モ右規定ノ制肘ヲ受ケ本邦人単独ノ開発ヲ認メヌ依ツテ之レカ実質的利権確保ノ為ニハ己ムナク日比合弁若クハ融資買鉱契約等ノ形式ニ依ルノ外ナキ次第」^③であったのである。岩井商店も、フィリピン・アイアン・マインとの間で「其ノ総出鉱額ノ二割五分ニ相当スル額ヲ同商店ヨリ融資スル」^④契約を結んでいた。

こうした制約は、一九三〇年代において日本の海外輸入

鉄鉱石の第一の供給源となっていた英領マレーとは異なる点であった。英領マレーには、二〇年から石原産業海運が進出し、その後も三〇年に日本鉱業、そして三〇年代半ばには飯塚鉄鉱、南洋鉄鉱（日本鋼管系）^⑤が、次々に鉱区を獲得した。これら日本企業が進出した諸州においては、土地永租借権、鉱山採掘権、地上権等が、外国人に対しても自国民同様^⑥に許可された。しかし、輸送運賃などの採算面から輸出市場が日本に限定されざるを得なかった点は、共通していた。このため、容易にフィリピン側に協力者を見いだし、フィリピンにおける他の鉱石とちがって、産出量のほぼ全部を日本に輸出することができたのであった。

註

- (1) 田部三郎『日本鉄鋼原料史（上巻）』産業新聞社、一九八二年。一一八頁。
- (2) 在マニラ総領事代理木原次太郎発近衛文麿外務大臣宛電報機密第九六三号「在外邦人商社ノ本邦向鉱産物輸出必要数量等調査ノ件」、一九三八年一月二日（外務省記録「帝國ノ対外経済発展策関係雑件」E一一〇八所収）。
- (3) 同前。
- (4) 前掲『南方鉱山とともに五〇年』一〇二七頁。南方開発金庫『南方関係会社要覧』一九四二年。
- (5) 同前『南方鉱山とともに五〇年』二六〇三七頁、五三〇五

五頁。なお領事館も太平鉍業の活動を「本会社と Goldstar, Nielson, Mine Factor, Philippine Copper, Piller Copper 等ノ当国鉍山会社ニ対シ投資関係ヲ有シ之レカ債権確保上其ノ産鉍ノ本邦向ケ輸出ヲナシ居ル」と把握していた(前掲「在外邦人商社ノ本邦向鉍産物輸出必要数量等調査ノ件」)。

(6) 同前『南方鉍山とともに五〇年』三三頁。

(7) 前掲『比島ノ鉄鉍資源』、海外鉍業協会『比律賓の鉍業』一九四一年。五八頁。

(8) 前掲『外務省執務報告 亞米利加局 第一卷(昭和十一年度)』二二一―二四頁。

(9) 前掲「在外邦人商社ノ本邦向鉍産物輸出必要数量等調査ノ件」

(10) 同前

(11) 前掲、奈倉文二『日本鉄鋼業史の研究』一三二頁。英領マレーは、海峽植民地、マレー連邦州、マレー非連邦州の三つの異なる統治形態から形成されていた。海峽植民地はイギリスの直轄領で総督が直接統轄するのに対し、連邦州、非連邦州は各州ごとにスルタンがあり、州政府があった。この連邦州、非連邦州とも最高統治権は総督が兼務する高等弁務官が握っていたが、日常行政は州政府の権限に委ねられていた。日本企業が進出したのは、これら諸州であった(同前)。これらの諸州においては、行政当局の「歓迎」もあった。すな

わち諸州は「半島のなかでも開発の遅れている地域であり、イギリス行政当局は州の歳入を増加させることになる経済的開発を非常に歓迎した」ため、「日本人による開発が挫折することはほとんどなかった」のである。そして「鉄鉍業は新たな収入源としてマラヤ非連邦州の発展に寄与した」のであ

る(前掲、袁彩菱「マラヤにおける日本のゴム・鉄鉍投資」を参照)。

(12) 外務省アメリカ局第一課『一九三九年度比島鉍業状況』(一九四〇年八月、外交史料館所蔵)によれば、「比島ノ鉄鉍ガ欧米ニ輸出サレサル理由ハ運賃高其ノ他ニヨリ採算トレサルヲ為メニシテ、勢ヒ地理的ニ近キ日本カ主要市場トナリタルナリ」と分析している。英領マレーについては「製鉄用原料石炭(コークス用粘結炭)がほぼ皆無であつたため近代的製鉄業を興す条件を欠いており(市場条件においてもインドより更に不利)、たとえ、鉄鉍石採掘が行われたとしても、鉄鉍石のまま輸出されるしかなく、その輸出市場も日本に限定されざるを得なかつた」のである(前掲『日本鉄鋼業史の研究』二二八頁)。

また入国、営業、土地などで厳しい制限がつけられたオランダ領東インドやフランス領インドナなど他の東南アジア地域と比べれば、合併とはいえフィリピンでの事業展開は容易であった。このため工業や林業でも日本企業は急速に事業投資を拡大した(前掲、柴田善雅・鈴木邦夫「開戦前の日本企業の南方進出」参照)。

三、スリガオ鉄鉍区開発問題の発生

日本企業が高い関心を持っていたものに、政府保留地となっていたミンダナオ島スリガオ鉄鉍区があった。この鉍区は、一九二二年に発見され一四年に政府の保留区に指定されたが、その後の調査で品位は低いが埋蔵量が五億トン

といわれ、フィリピンの独立を控えて、この鉱区の開発がコモンウェルス政府でも課題として認識されるようになってきた。日本側は、品位や輸送などの問題から日本以外の買鉱はありえないと予想し、コモンウェルス政府の動向に注視していた。こうしたなか、三六年にコモンウェルス政府は、日本政府に対して試験用としてこの鉱区の鉱石の無償提供を申し出た。日本側では、日本製鉄が技師を派遣して二七五〇トンの試料を採取し、八幡製鉄所に向けて積み出した。さらにケソン大統領は、鉱区の開発を相談するため、アメリカ人のフォスターペインを鉱業顧問として招聘した。こうしたことをきっかけにして、日本の商社や鉱業会社は、いっせいに買鉱さらには開発利権の獲得に向けて動きだしたのである。その様相をマニラ在留の内山清総領事が電報で逐次報告しているので、この電報を使って日本企業の動向を整理しよう。

まずスリガオ鉄鉱に強い関心をもっていたのは、三井物産、岩井商店、石原産業海運、中村組の四社によるシンジケートであった。そして、このシンジケートの鉱石の予定納入先は日本製鉄であった。三井物産マニラ支店長の河村雅次郎は「将来買鉱契約成立ノ場合ハ三井、中村、岩井、石原ノ四社ノ共同事業ト為スノ内約アル」と総領事に語っていた。中村組は、中村清七郎が経営する海運商社であっ

たが、フィリピンにおいては木材伐採にも進出して比律賓木材輸出株式会社を経営していた。このためフィリピンと深い関係を持っており、「中村ニ於テ『ケソン』ニ運動シタル結果見本トシテ三千噸ヲ日鉄ニ送付」して、内約を得ていたようだ。

これに対しシンジケートに入っていない三菱鉱業は、鉱業技師の実地調査の許可をコモンウェルス政府官房長官に願ひ出た。この願ひ出は一月に入って許可され、三菱鉱業の吉田、吹原技師らが一九日にマニラを出発し約五日間にわたって現地を調査した。三菱は、この鉱区が「噂ノ如ク相当立派ナ鉄鉱ナルコトヲ確認」し、「三菱鉱業トシテハ該鉄鉱ノ為特殊設備ヲ為スノ要モアル処買鉱ノミニテハ供給中止ノ不安モアルニ付自ラ探掘ニモ従事シ度キ希望」を持つに至った。この間に、理由は不明だが中村組がシンジケートから離れ三菱に接近した。こうした三菱の動きに、シンジケートをはじめとする「他ノ本邦商社側ハ大ニ躍起トナリ鉱山局等ニ内運動ヲ再開セル模様」となった。

岩井商店と密接な関係にあったスマギ木材会社社長の今村栄吉は、岩井、三井、石原の三社シンジケートの代表として行動し始めた。今村は、日本人として最初にフィリピン山林の開発に着手した人物で、フィリピン政財界との関係も深かった。今村は、一月に入ると大統領と密接な関

係を有する元ケソン秘書官のルス、元セブセメント支配人バルサとともに副領事の木原次太郎を訪れ、次のように報告した。¹⁰⁾ 上記三人とブイリヤヌエバ議員の四名は、ケソンの友人であるアメリカ人のロセントールを表面人物として、ケソンと内談を重ねた結果、これら五人がフィリピン法人を設立した場合には、一〇〇万トンの試験的開発権を同社に付与するとの内諾を得た、というのである。三菱の動きに対して、シンジケート側で巻き返しを図ったようである。

ところがシンジケート側に足並みの乱れが生じた。一月二日に石原の駐在員の寺山が、シンジケート代表として、五〇〇万トンの開発購入希望とその交渉のため石原新三郎社長が渡比すると、農商務長官に申し出たのである。農商務長官から石原の動きを聞いた今村は、「大統領ノ真意ハ其ノ国策上將又対米關係上比島人会社ニ採掘權ヲ許可シ同社ニ於テ鉄鉦ヲ処分セシムコト最善ノ策ナリトシ居ルニ付外国人会社ト政府ト直接契約ヲ為スカ如キコトハ到底アリ得ヘカラサル実情ナルニ拘ラス石原カスノ如キ行動ニ出ツルハ折角ノ運動ヲ水泡ニ帰セシムルカ又ハ買鉦者側ノ不利ヲ招致スルコト明カナリト石原ノ態度ニ頗ル憤慨セル¹¹⁾」態度をとった。このように、スリガオ鉄鉦区の開発および買鉦への進出をめぐる、日本企業側で二つのグループが

競争し、その一方のシンジケート側でも足並みの乱れが生じる事態となったのである。

註

- (1) 前掲『日本製鉄株式会社史』三三三頁。
- (2) 内山清総領事発広田弘毅外務大臣宛電報第三七七号、一九三七年九月三日。前掲、外務省記録「外国鉦山及鉦業関係雜件、比島ノ部」所収。
- (3) 前掲『比律賓年鑑(昭和一二年度版)』一九三六年。
- (4) 前掲電報第三七七号。
- (5) 内山発広田宛電報第四〇六号、一九三七年九月十五日。同前記録所収。
- (6) 内山発広田宛電報第四八一号、一〇月八日。第五三〇号、一〇月一九日。同前記録所収。
- (7) 内山発広田宛電報第五六九号、十一月二日。同前記録所収。
- (8) 同前。
- (9) 前掲『比律賓年鑑(昭和一二年度版)』一九三六年。前掲『岩井百年史』
- (10) 内山発広田宛電報第五七四号、一九三七年十一月四日。前掲、外務省記録「外国鉦山及鉦業関係雜件、比島ノ部」所収。
- (11) 同前。

四、領事館による調整とスリガオ鉄鉦区問題の帰趨

日本企業の競争状態を受けて、総領事館はどのように対

応したのであるうか。もともと領事館は、現地における日本の権益を保護拡張することを主要な職務としており、マニラ総領事館もダバオ土地問題などで「官民一致」の協力体制をつくることにより農業権益を擁護してきた。^①しかし外務省の本省においても、このスリガオ鉄鉱区の開発については特に注目していたようだ。すなわち外務省は前述の「対比経済工作」^②において、この鉱区の開発が本格化しそうな動きを受けて、「台湾拓殖其他邦人資本家ノ出馬ヲ促す」ことを考えるとともに、これが成功すれば「比島ニ於ケル我経済的勢力ノ保強工作トシテ最モ意義アルヘク」と見ていたのである。そして同時に「動モスレハ邦人投資家側ノ競争甚タシキタメ比島人ノ掌上ニ翻弄セラレ結局本邦側ノ不利益ヲ招致スルコトアリ」と日本企業による競争状態が現出することを危惧し、このため「我方ノ国家的見地ヨリ観テ不必要ナル競争ヲ避クル様鉱石ノ需要者及買鉱契約者側ニ於テ注意スルヲ要ス」としていた。こうした本省側の認識を受けて総領事館は、一月初旬の段階で、このままでは「邦人側ノ不統一ヲ暴露シ比島側ニ乗セラルルノ結果トナルヘキ」と認識して「関係会社ヲシテ連繫セシムルコト最モ必要」と考え、シンジケートを中心にその調整に当たっていくことになったのである。

総領事館は三社シンジケートの代表として石原が来比す

ることを正式に三井物産から連絡を受けたが、一月二〇日の段階で把握していた各社の意見は次のようであった。^③

石原は「単ニ買鉱ノミニテ満足シ得ス邦人自ラ之カ開発ニ当ルコトトシ度ク右ハ日鉄モ同意見ニシテ元来此ノ程度品位ノ鉄鉱ナラハ他ニモアリ格別執着ノ要ナキ」との考えを持っていて、石原は、最高裁判事で憲法会議議長であったクラロ・レクトと関係を深めており、レクトとの関係を起点にフィリピン鉱業界に進出を図っていた。^④そのレクトが大統領に外国企業でも採掘できるよう働きかけをしていたのである。今村は日本側による採掘は不可能と判断し「此ノ際『ロセントル』一派ノ中間会社ヲ育テ上ケ之ト連繫スルコト有利ナルヘシ」との意見であったが、石原はこの今村の考えや行動に対して「詰問的態度」をとっていた。三井の河村支店長は、石原が三社代表である以上石原の行動を見守るが、「石原カ『レクト』トノ合弁会社ヲ利用シ開發事業ニ加入セントスルトキハ自然今村ノ工作セル『ロセントル』一派ト対立関係トナリ、政治問題に発展することを危惧し「三社トシテハ売方ニ廻ルヨリモ先ツ買方トシテ比島政府相手ニ交渉スルヲ得策トスヘシ」との考えであった。こうした状況のもとで総領事館は、二一日に石原が木原に面談した機会に、「単ニ買鉱ナラハ手ヲ引ク考」^⑤えなので他の二者と「相談スルモ何等効果ナシトテ頗ル冷淡ナ

態度を示す石原に対し、「当国情勢ヲ観測スルニ対米及対内関係ヨリシテ『ケソン』トシテ外国殊ニ本邦会社ニ直接政府留保地ノ開発ヲ許可シ得ルヤ甚タ疑問アリ」と話し、「三社代表トシテ措置スル権限ハ貴下ニアルヲ以テ当方ヨリ容喙スル必要ナシト言ハルレハ夫レ迄ナルモ本交渉ハ国家的交渉ニ付出来得ル限り日本側ヲ一元化シ度キ希望」を持ってゐると三者会談の必要性を説いて承諾させた。そして翌二二日に総領事館で三者会談が行われた。ここで内山と木原は、強硬に「日本側採掘主義」を主張する石原に対し、「他ノ当国ニ於ケル邦人事業更ニ日比関係ノ将来ニモ影響スル」と説得して、「石原ハ今後原則トシテ本件ニ関スル重要交渉ハ右両名及当館ニ相談スルコトヲ承諾」させるとともに、採掘を要望する農商務長官宛文書の提出をさし当たり控えることに合意させたのである。石原はこの合意に基づいて、翌二三日に今村と河村と相談し、採掘を要望する部分を削除して買鉱についてのみに記した書簡を農商務長官に提出する事を決め、「出先ニ於ケル決裂ヲ一先ツ喰止メ」た。

このようにシンジケート内で意見が食い違ったのは、本社と出先の連絡がよくなかったためと思われる。石原の「日本側採掘主義」は日本製鉄や商工省の信任を受けたものであったが、石原の出発間際に確定したものであり、外

史苑（第五七巻 二号）

国企業もスリガオ鉄鉱区を開発し得るとのレクトの情報に依拠していた。また、今村の「ロセントアル」一派との合併会社案も、三菱鉱業の動きに焦りを感じたため、現地の判断で行動して作成したものであった。従って、石原も総領事館などから情報を得て、フィリピンでの事情を理解していくに及んで、合併会社案にも理解を示すようになり、二月六日には石原とロセントアルが会談した。さら石原が大統領への窓口になっていたレクトも、今村が考える合併会社への参加に理解を示した。こうして現地におけるシンジケート側は、日本製鉄や各社の本社が支持している以上、直接日本側が採掘に参加することを第一目標としながらも、次善の策であるフィリピン側との合併会社案の可能性を残すよう、フィリピン側の出方を見て交渉する方向へ向かったのである。

さて翌年一月に入ると、鉱業顧問のペインが大統領に対して、外国人に開発させることの不可、フィリピン人のエサルサルデに開発させること、などの意見を進言したいと農商務長官に申し出た、との情報が総領事館に寄せられた。これに対しシンジケート側は、石原が帰国したことからレクトが中心になって「第一直営案ヲ棄テ第二案ニ進」むことになり、『レ』及『ロ』ハ七日会見ノ結果両派協調スルコトニ意見ノ一致」を見て、合併会社による採掘許可にむ

けて大統領に働きかけることになった。レクトは二度にわたり大統領に会見して働きかけをおこなった。しかし、一月一八日にフィリピン政府は、政府自身がナショナル・デベロプメント公社を通じて採掘し、その鉱石の売り先を見いだすことに決定した、と発表した¹³。そしてフィリピン政府は、その理由について、外国会社の採掘は司法長官によれば間接に憲法に違反するとのことがあり、合弁会社は名義だけの恐れがあり、個人への委託は汚職のおそれがあったため、このような方法を選択したと説明した¹⁴。かくて、日本側企業は競争的状况に陥りながらも総領事館の調整によってなんとか統一を保ちフィリピン政府に働きかけたが、スリガオ鉄鉱区開発への参入は失敗に終わったのである。その後、フィリピン政府から日本に対して鉱石の買鉱を持ちかけてきたが、日本製鉄は品質問題からこれに応じず、結果として戦前においてスリガオ鉄鉱は開発されず、日本の輸出もなされなかった。

註

(1) 前掲、吉川洋子「戦前フィリピンにおける邦人の『官民接近』の構造」参照。

(2) 前掲『外務省執務報告 亜米利加局 第一巻』二二三～二一四頁。

(3) 内山発広田宛電報第五七五号、一九三七年二月四日。前

掲、外務省記録「外国鉱山及鉱業関係雑件、比島ノ部」所収。

(4) 内山発広田宛電報第六一〇号、一月二〇日。同前記録。

(5) クラロ・レクト (Claro M. Recto) は、一八九〇年生まれ、戦時中は日本軍占領下の比島行政府に参加し、「独立後」に四三～四五五年にかけて外務長官、戦後は五二年から上院議員、五七年には大統領候補となった。中野聡「宥和と圧制」(前掲、池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』)を参照した。

(6) 内山発広田宛電報第六二〇号、一月二二日。前掲、外務省記録「外国鉱山及鉱業関係雑件、比島ノ部」所収。

(7) 内山発広田宛電報第六二二号、一月二三日。同前記録。

(8) 内山発広田宛電報第六二六号、一月二三日。同前記録。

(9) 内山発広田宛電報第六四八号、二月二日。同前記録。

(10) 内山発広田宛電報第六五五号、二月七日。同前記録。

(11) 内山発広田宛電報第六五九号、二月八日。同前記録。

(12) 内山発広田宛電報第一号、一九三八年一月八日。同前記録。

(13) 内山発広田宛電報第四八号、一月九日。同前記録。

(14) 内山発広田宛電報第五二二号、一月二日。同前記録。

(15) 内山発広田宛電報第三五四号、六月二日。同前記録。

五、開発利権の獲得

石原産業は、政府保留区での開発参入には失敗したものの、合弁会社を通じた鉱山開発に積極的に動いていた。石

原は、フィリピン鉱業界において鉱山技師として確固たる地位を持っていた上脇辰也と前述したレクトを現地協力者に得ると、一九三七年六月二五日にマニラ石原産業会社を設立登記して、地下資源調査に乗りだした。石原がまず注目したのは、北カマリネス州カランパンガン鉄鉱山の近くにあったパラカレ鉄鉱山であった。この鉱山は上脇が取締役技師長であったアグサン・ゴールド・マイン会社の所有であり、上脇を通して石原が委託経営の契約を結ぼうというものであった。そこで一月に石原の社員に実地調査させた結果、「小規模ながら稼行価値ある」ことを確認したうえで、日本製鉄の了解を得て、一月一日に仮契約を結んだ。前述した石原の渡比はこの契約のためでもあったのである。

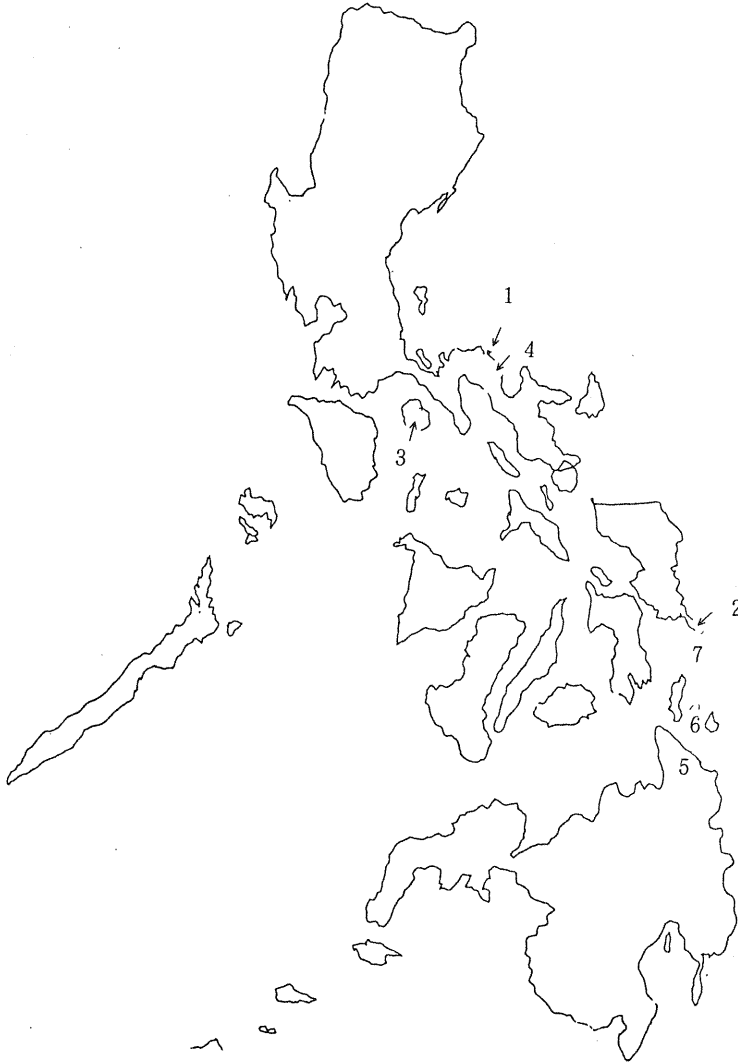
鉱山開発の場合は資本金六〇%以上がフィリピンまたはアメリカ資本であることが必要であったが、船舶法では資本金の七五%以上をフィリピンまたはアメリカ人の所有とする合弁会社の形態が必要であった。このため石原は鉱山と船舶輸送を切り離し、三八年八月に、鉱山開発のために出資比率が日比で四対六、資本金五〇万ペソのインシュラー・マイン・オペレーターズ会社（社長はレクト）を設立し、船舶輸送のためには出資比率が日比で二五対七五、資本金一〇万ペソのルソン・ライターレージ会社を設立して、実

質的にはマニラ石原がこの二社を管理運営するという形態をとろうとした。

フィリピン側は、これに対して実体追及を行い、石原の傀儡として認可に難色を示したようである。たしかに日本の急速な進出を危惧する者がアメリカ人を中心に、フィリピン政府に働きかけをしていた。フィリピン鉱山界で有力なアメリカ人ハウザーマンの顧問弁護士は、予算委員長オプスに対して「最近日本資本ハ買鉱契約ニ藉口シ又比島人ト合弁会社設立ニ当り内々右制限以上ニ投資シ居ル模様アリ此ノ俣放任スルニ於テハ再ヒ『ダバオ』問題ノ二ノ舞ヲ演スルコト疑ナキニ付比島当局トシテハ此ノ種会社設立ノ内容ヲ嚴重審査スルト共ニ買鉱契約ノ締結ハ政府ノ許可ヲ必要トスル様現行鉱山法ヲ修正スル必要アリ」と語っていた。しかし、ケソン大統領が一九三七・三八の両年にわたり日本を訪問して友好と不侵略について有田八郎・宇垣一成外相と話し合ったように、フィリピン側としては隣接する軍事大国への配慮も存在していた。最終的には、レクトが政府当局に対して抗議や折衝を行い、石原はようやく設立認可を得ることができたのである。

パラカレ鉄鉱は、含鉄量は六〇〜六五%の赤鉄鉱で、採掘は露天掘りで、鉱石はパラカレ河畔にある舟積込場まで二・六キロを軽便鉄道を敷設して運搬し、舟に積み替えた

図1 戦前期フィリピンの鉄鉱分布



一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出(安達)

鉱山名	会社	日本との関係
1 カランバヤンガン	フィリピン・アイアン・マイン	岩井商店
2 サマル	サマル・アイアン・マイニング	三井物産
3 マリンドケ	ゴールドスター・マイニング	太平鉱業
4 パラカレ	アグサン・ゴールド・マイン	石原産業海運
5 スリガオ鉄鉱区	ナショナル・デベロプメント	(未)
6 ノック・ティナガット	インシュラー・マイン・オペレーターズ	石原産業海運(未)
7 マニカニ	会社名未定	三菱鉱業(未)

(備考) 1. 海外鉱業協会『比律賓の鉱業』1941年, より作成。

2. (未)は戦前においては未稼行の鉱山

うえ、沖に碇泊している本船に積み込んだ。石原産業は、鉾山に日本人社員一四名を配置するとともに、フィリピン人労務者一五〇〇人を使用して作業を進めた。かくて石原は、現地の協力のもと、ついに鉾山開発に参入を果たした。そして開戦前においておよそ四三万トンの鉄鉾石を日本へ供給したのである。

石原産業は、さらに鉾石確保を目指して調査を進めた。一九三八年五月には、スリガオ政府保有鉄鉾区の対岸に位置しているヒナトゥアン島の調査・探鉾を開始し、鉄分は五三%と低かったが紅土質含ニッケル・クローム鉄鉾がおよそ二億トン埋蔵されていることをつきとめた。石原は探鉾権の申請をしたが、同年末に鉾区標識の一部不備を理由として不許可となったという。このため石原は、ヒナトゥアン島の北方にあるノノック島に着目し、調査の結果、鉄分四七%の鉾区を確認した。ノノックについては探鉾権の許可があり、四〇年九月の段階で埋蔵量一〇〇〇万トンの露天掘鉾区の完全な開発権の取得の見込みがたち、隣接の一九〇〇万トンの鉾区についても探鉾権を譲り受け申請をした。しかし、どちらも日米関係の悪化で開発に着手できなかつたようである。

一方、スリガオ政府保留鉄鉾区に関心を示していた三菱鉾業も、合弁会社による鉾区確保に動いていた。そしてマ

ニカニで鉄分四七%、埋蔵量五〇〇万トンの水酸化鉄の露天掘り鉾区を獲得した。三菱は「含ニッケル量〇・八%程度にして三菱鉾業所有の特許直接製鋼法『レン法』を以てせばニッケルルツペとして有効に同鉄鉾を利用しニッケル充足の一助となる」という見通しを持っていた。そこで開発権取得のために合弁会社の設立を図り、一九四〇年九月には払込資本二七万五〇〇〇ペソで、その四割の一〇万ペソを三菱が引き受ける新会社の設立のめどをたてた。この会社の株主には、財務長官ロハス、最高裁判事ラウレル、実業界のマドリガルらが名を連ねていた。しかし、この開発計画も、合弁会社設立直前に対日資産凍結令によって、実現には至らなかつた。

註

- (1) 石原広一郎『創業三十五年を回顧して』石原産業株式会社社史編纂委員会、一九五六年、一三八頁。
- (2) 同前、一三九頁。
- (3) 前掲、内山発広田宛電報第六四八号。なお石原は一二月三日に総領事館を訪問して「石原単独ニテ調査中ナリシ『カルンバヤンガン』鉄鉾隣山ノ鉄鉾区ニ関シテ既ニ仮契約ヲ結ヒタルカ右ハ日鉄トモ了解済ナリ」と報告している。（内山発広田宛電報第六五一号、一九三七年二月三日）。
- (4) 前掲『創業三十五年を回顧して』一四二〜一四三頁。前掲、

一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出(安達)

池端雪浦「鉾山開発と現地社会の抵抗」。

(5) 内山舜林銃十郎外務大臣宛電報第八一〇号、一九三七年二月二五日、外務省記録「外国鉱業法規並政策関係雜件」(E四八〇X三)所収。

(6) 前掲「中野聡「有和と圧制」、後藤乾一「M・ハッタおよびM・ケソンの訪日に関する史的考察」(「アジアの伝統と近代化」早稲田大学社会科学研究所、一九九〇年)を参照。

(7) 前掲「創業三十五年を回顧して」一四四頁。

(8) 同前、一四五頁。ここでは、日本への供給について一九三八年に五万トン、三九一年に一万トン、四〇〇年に二万トン、四一年に六万トンと内訳が記されているが、前掲、海外鉱業協会『比律賓の鉱業』や、前掲、田部三郎『日本鉄鋼原料史(上巻)』では、三八年の出鉱および供給の記録はない。また総領事の電報でも三八年には対日輸出されていないと記されている(前掲「在外邦人商社ノ本邦向鉱産物輸出必要数量等調査ノ件」)。

(9) 前掲「創業三十五年を回顧して」一四六〜一四八頁。

(10) 同前、一四八頁。在マニラ吉田丹一郎総領事松岡洋右外務大臣宛電報第三五五号「三菱『マニカニ』鉄鉱山及石原『スリガオ』鉄鉱山開発計画ノ件」一九四〇年九月一三日、(外務省記録「南洋ニ於ケル帝国ノ利権問題関係雜件 鉾山関係 第二巻」(E四二三一〜一)所収)。石原産業はこの鉾山開発のため、日比合弁の「スリガオ・マイン・エックスプロレイション会社」を設立したようである。また隣接の鉾区はテナガット島にあった(前掲、海外鉱業協会『比律賓の鉱業』七九頁)。

(11) 同前電報第三五五号、前掲『比律賓の鉱業』六六頁、八〇

頁。

(12) 三菱商事株式会社業務部調査課『南方調査資料』一九四二年一月、二三〇頁。

(13) 前掲電報第三五五号。

(14) 前掲『南方調査資料』二三〇頁。

おわりに

以上みてきたように、一九三〇年代に入り四一年のアジア太平洋戦争開戦以前にフィリピンでは四つの鉄山が開発された。これらの鉄山には日本企業が関与しており、産出された鉄鉱石はほとんど日本に輸出された。進出した企業は、三井物産、岩井商店、石原産業海運、太平鉱業、三菱鉱業という大商社や鉱業会社であった。これらの企業は安定的な供給を確保するため資本面でも参加するとともに、特に石原や三菱という鉱業会社は自己開発を旨にし鉾区を確保した。

このような企業の旺盛な活動意欲は、日本製鉄という国家資本による鉾石の受け入れによって支えられていた。四つの鉾山の鉾石はすべて日本製鉄が購入していたし、スリガオ鉄鉾区問題やパラカレ鉄山の開発のように、石原は日本製鉄の同意を得てから開発に乗り出していた。こうした

日本製鉄の購入は、軍需物資自給のための鉾石貯蔵と、銑鉄自給のための増産による鉾石需要の増大に起因していた。この日本製鉄の鉾石貯蔵は、日本政府による貯銑命令によっていた。したがって政府の義務貯銑の命令は、民間企業の進出を間接的に促す一つの要因になったといえよう。そして、製鉄自給をめざした日本の総力戦体制の形成の動きが、さらに民間企業の進出を促進したのである。

一方、進出を促した要因を、フィリピンにおいて見るならば、フィリピンの自立化により日比経済提携の気運が起きたことが挙げられる。日本各社は、アメリカ人だけでなくフィリピン人を提携相手に見出し、融資買銑契約を結んだり、合弁会社を設立した。この点については、植民地日本人すなわちオランダ人やフランス人との提携により、日本資本が鉾石を獲得したオランダ領東インドやフランス領インドシナとは違いが見られた。

日本各社は、競って鉾石の確保を図った。この時期の進出企業の競争状態は、フィリピンだけではなく東南アジア各地で見られたが、日本側に不利益を招くと外務省のみならず民間でも問題視された。しかし、中国占領地に見られた国策会社の設立や進出企業者選定などの政府による強力な介入統制はなされなかった。これは、フィリピンをはじめとする東南アジア地域が外国植民地であり、占領地や傀儡

偏政権地域とは違って、日本政府が現地を強力に掌握していなかったことによると考えられる。外国である以上、現地法規や現地政府との関係、現地人との協力状況などにより、利権確保の成否は大きく左右された。しかし、中央政府や本社は、必ずしも現地の正確で最新の情報を握ることができたわけではなかった。実際にスリガオ鉄銑区問題では、このことが中央と出先の対立を生み出す要因となった。現地との関係がある以上、その情報を完全に掌握していなかった政府が強力に介入することは避けられたのであろう。それゆえ外務省も、フィリピンへの鉾石進出には高い関心を持ってはいたが、示唆や要望が中心であった。

そして中央における統制がなされなかったため、競合が生じた場合、現地での権益擁護を担当する総領事館に案件が持ち込まれ、総領事館が説得や要望などによる「調整」を行うことになったのである。マニラ総領事館は、移民や土地問題を通して、フィリピン政界の一部と深いつながりを持っており、フィリピン側の情報を複数の経路から得ていた。こうした情報把握は、「調整」を行う上できわめて重要な判断材料となったのである。

さて一九四一年、日本が対米開戦してフィリピンを占領すると、これら鉾石は日本軍が接収し日本企業に委託経営させた。鉄銑についてはマリンドケ鉾石とカランバンガ

一九三〇年代日本のフィリピン鉄鉱資源進出（安達）

ン鉱山の二つが委託経営に付されたが、受命したのはそれぞれ太平洋鉱業（太平鉱業が改称したもの）と石原産業海運であった。これまで見たように太平洋鉱業はマリンドケ鉱山に開発から関与していたし、石原産業もカランバヤンガン鉱山に近いバラカレ鉱山を経営してこの地域を熟知していた。戦前の進出が戦時中の委託経営に直接つながっていたのである。

註

(1) 前掲、疋田康行「戦前・戦時期日本の対インドシナ経済侵略について」、前掲、拙稿「日蘭会商再考」参照。こうした違いは、ヨーロッパ植民地本国の統治方式と関連すると考えられるので、今後さらに検討していきたい。

(2) インドシナでは、鉄鉱、燐鉱、ボーキサイトで日本人間の利権競争が生じた（同前、疋田康行論文）し、オランダ領東インドでも、一九四〇年の日蘭会商の際に石原は鉄鉱区獲得で競争的な態度をとった（同前、拙稿）。

(3) 前掲、海外鉱業協会『比律賓の鉱業』では、「同胞同志の相剋」を取り上げ、「邦人会社の競争心の為め相互が苦しむ事となり、邦人の進出は増々苦しくなる」（六二頁）と指摘している。

(4) ただ一九四〇年になり「南方」への進出が本格化し、円ブロックの一部に組み込む方針が固まると、事業の調整と拡張のために「南方拓殖株式会社」の設立が計画されたが、これも実現には至らなかった。その経緯については、前掲、拙稿

「対蘭印交渉政策の形成」を参照。

(5) 前掲、中野聡「宥和と圧制」を参照。

(6) 前掲、疋田康行編『南方共栄圏』。前掲、池端雪浦「鉱山開発と現地社会の抵抗」。

（立教大学大学院史学専攻博士後期課程）